

健康保険・年金について

- 日本には健康保険の制度があります。これは、だれもが加入することを義務付けられている制度です。
- 健康保険に加入していれば、病気やけがをしたときに、実際にかかった治療費用の一部を負担するだけですみます。ただし、歯の治療や分娩費用など、治療の内容によっては健康保険が使えないこともあります。

● 職場の健康保険

雇用者と被雇用者である被保険者の両者の支払いにより成り立っている保険です。詳しくは勤務先へ尋ねてください。

● 国民健康保険

- 職場の健康保険に加入していない人で3ヶ月を超えて以上日本に滞在する人は全員、国民健康保険に加入することになります。
- 国民健康保険の加入手続きは、市役所保険年金課か地域交流センターで行っています。
- 加入すれば国民健康保険証が交付されますので、病院に行くときには持って行ってください。
- 国民健康保険の加入者は、国民健康保険料を支払わなければなりません。国民健康保険料の納入通知が市役所から届いたら、期限までに指定の金融機関やコンビニエンスストアで支払います。
- なお、市内から転出される場合には健康保険をやめるための手続きが必要となります。
- 詳しくは、市役所保険年金課（国民健康保険担当窓口）へお問い合わせください。(TEL934-2802)

● 年金について

外国人であっても、日本に住んでいる間は、日本国政府が運営している公的年金制度に加入していたりすることになっています。国民年金の加入手続き等は、市役所の保険年金課か地域交流センターで行っています。国民年金に加入した方は、障害者になったときや加入者が死亡したとき、老齢になったときなどに年金を受け取ることができますが、一定の要件を満たしていることが必要です。詳しくは市役所の保険年金課国民年金担当窓口へお問い合わせください。(TEL934-2801)

国民年金の加入者は、国民年金保険料を支払わなければなりません。しかし、納付が困難な場合は保険料の免除を申請し、承認されれば年金保険料を支払わなくてもよいです。

また、新たに（1995年4月から）短期加入で年金を受けられない短期在留外国人に対する脱退一時金の支給制度が設けられています。国民年金または厚生年金保険加入期間が6ヶ月以上あり、老齢年金の受給資格のない外国人の方は、被保険者の資格を喪失し、日本国内に住居を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば、脱退一時金が支給されます。